

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について(第3報)
(簡易ガス供給地区)

山口合同ガスは、2020年3月24日および4月30日に新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金の特別措置についてお知らせしておりますが、依然としてお客さまへの影響が継続している状況を考慮し、支払期限日のさらなる延長ならびに対象月の拡大を実施いたします。

特別措置による供給条件については、以下の通りです。

1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、一時的なガス料金のお支払いの延長を当社にお申し出いただいたお客さま

2. 特別措置の内容

- ・2020年2月検針分（支払期限日^{※1}が2020年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分に加え、6月検針分の各ガス料金について、それぞれの早収期間^{※2}経過後も早収料金を適用いたします。
- ・2020年2月検針分（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、3月検針分及び4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ3か月間延長（従来は2か月間延長）いたします。
- ・2020年5月検針分のガス料金の支払期限日を2か月間延長（従来は1か月間延長）いたします。
- ・2020年6月検針分のガス料金の支払期限日を1か月間延長いたします。

なお、既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に追加対応の延長期間に変更いたします。

※1 支払期限日
検針日の翌日から50日目をいいます。

※2 早収期間
検針日の翌日から20日以内（早収料金適用期間）。ガス料金のお支払いが、早収料金適用期間後に行なわれる場合は、遅収料金（早収料金を3%割り増した料金）を適用いたします。

3. お問い合わせ先

宇部支店の料金担当までお願いいたします。

宇部支店（0836）31-0141 受付時間：8時30分から17時15分